

<改定箇所>

(九州しんきんカード個人会員規約)

改定後	現行
<p><b>第4条(届出事項の変更等)</b></p> <p>1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、<b>国籍、在留資格、在留期間</b>、取引を行う目的、およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出るものとします。</p> <p>(略)</p> <p><b>7. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。</b></p>	<p><b>第4条(届出事項の変更等)</b></p> <p>1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出るものとします。</p> <p>(略)</p> <p><b>(新設)</b></p>
<p><b>第6条(カードの貸与と取扱い)</b></p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」という)をカード券面に印字<b>または登録</b>した会員の申込区分に応じたカード(以下家族カードを含む)を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします<b>(カードに署名欄がある場合に限る)</b>。本会員は、カード発行後も、届出事項(第4条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカード券面に印字<b>または登録</b>された会員本人以外は使用できないものとします。また、会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。</p>	<p><b>第6条(カードの貸与と取扱い)</b></p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」という)をカード券面<b>上</b>に印字した会員の申込区分に応じたカード(以下家族カードを含む)を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も、届出事項(第4条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカード券面<b>上</b>に印字された会員本人以外は使用できないものとします。また、会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。</p>
<p><b>第7条(カードの有効期限)</b></p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字され、<b>あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された</b>月の末日までとします。ただし、当社は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新たなカードを発行することができるものとし、その場合当該新たなカードに適用のある会員規約が適用されます。従前のカードは、会員が新たなカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当社が</p>	<p><b>第7条(カードの有効期限)</b></p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面<b>上</b>に印字された月の末日までとします。ただし、当社は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新たなカードを発行することができるものとし、その場合当該新たなカードに適用のある会員規約が適用されます。従前のカードは、会員が新たなカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当社が送付した新たなカードが不着となった場合等、当該届出住所宛</p>

送付した新たなカードが不着となった場合等、当該届出住所宛に新たなカードを発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、当社が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。

#### 第11条(カードの再発行)

当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の**方法で届け出を行い**、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

#### 第13条(会員保障制度)

3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。

- ⑦ 会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合

#### 第14条(カード利用の一時停止等)

10. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ(送金)取引について、カードの利用を制限することができるものとします。

#### 第21条(期限の利益の喪失)

4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由に**該当したことが判明した場合**、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

#### 第22条(会員資格の取消)

3. 当社は、会員が本条第1項第7号または第8号の事由に**該当した場合**、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて**通知・催告等をせずに**会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても**通知・催告等をせずに**解除することができるものとします。

#### 第24条(費用の負担)

1. 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料(ただし、当社が受領

に新たなカードを発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、当社が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。

#### 第11条(カードの再発行)

当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の**届けを提出し**当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

#### 第13条(会員保障制度)

3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。

- (新設)  
以下項番繰下

#### 第14条(カード利用の一時停止等)

新設

#### 第21条(期限の利益の喪失)

4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由に**より会員資格を取消された場合**、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

#### 第22条(会員資格の取消)

- (新設)  
以下項番繰下

#### 第24条(費用の負担)

会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料(ただし、当社が受領する

するものは除きます)、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

2. 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落しもしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等(ただし、キャッシング利用代金を除く)の弁済の受領に要する費用として、440 円(税込)を会員は負担するものとします。

### 第27条(カードショッピング)

#### 2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります(カードに署名欄がある場合に限る)。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

### 第31条(リボルビング払い)

1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。

(略)

②いつでもリボ:事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日(支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ)時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利

ものは除きます)、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

新設

### 第27条(カードショッピング)

#### 2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

### 第31条(リボルビング払い)

1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。

(略)

②いつでもリボ:事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日(支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ)時点におけるカードショッピング利用が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利

用した場合には、1回払いとなることがあります。

## 第45条(キャッシング利用時およびお支払い時の書面の交付)

(略)

<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>

●担保・保証人…不要

●元本・利息以外の金銭の支払い…ATM手数料(取扱金額1万円以下:110円(含む消費税等)、取扱金額1万円超:220円(含む消費税等))・**再振替等にかかる費用**

●本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

●貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

### <ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。

2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記までお願いします。

株式会社九州しんきんカード <九州財務局長(14)第00025号>

<業務統括部>

〒860-0806 熊本市中央区花畑町 10 番 31 号 コスモス花畑町ビル 電話番号 096-352-1173

3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。

4. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。

<お客様相談室>

〒860-0806 熊本市中央区花畑町 10 番 31 号 コスモス花畑町ビル 電話番号 096-352-1171

5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。

<VJ紛失・盗難受付デスク>

用した場合には、1回払いとなることがあります。

## 第45条(キャッシング利用時およびお支払い時の書面の交付)

(略)

<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>

●担保・保証人…不要

●元本・利息以外の金銭の支払い…ATM手数料(取扱金額1万円以下:110円(含む消費税等)、取扱金額1万円超:220円(含む消費税等))

●本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

●貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

### <ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。

2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記までお願いします。

株式会社九州しんきんカード <九州財務局長(14)第00025号>

<業務統括部>

〒860-0806 熊本市中央区花畑町 10 番 31 号 コスモス花畑町ビル 電話番号 096-352-1173

**※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。**

3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。

4. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。

<お客様相談室>

〒860-0806 熊本市中央区花畑町 10 番 31 号 コスモス花畑町ビル 電話番号 096-352-1171

5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。

<VJ紛失・盗難受付デスク>

<p>フリーダイヤル 0120-919456</p> <p>※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。</p> <p>東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530</p> <p>※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</p>	<p>フリーダイヤル 0120-919456</p> <p>※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。</p> <p>東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530</p>
--	---

個人情報の取扱いに関する同意条項

改定後	現行
<p><b>第1条(個人情報の収集・保有・利用等)</b></p> <p>1. (略)</p> <p>① 申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入または記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、<b>国籍</b>、<b>在留資格</b>、<b>在留期間</b>に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)</p> <p><b>第9条(規約等に不同意の場合)</b></p> <p>当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。</p> <p><b>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</b></p> <p>私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。))は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた</p>	<p><b>第1条(個人情報の収集・保有・利用等)</b></p> <p>1. (略)</p> <p>① 申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入または記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債<b>および</b>収入、<b>在留資格</b>に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報<b>および</b>当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)</p> <p><b>第9条(規約等に不同意の場合)</b></p> <p>当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本<b>会員</b>規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。</p> <p><b>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</b></p> <p>私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。))は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明し<b>会員資格が取り消された</b>場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、こ</p>

場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします	れにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします
-------------------------------	---

個人情報取扱いに関する重要事項

改定後	現行
<p>1. 個人情報の収集・保有・利用等 (略)</p> <p>① 申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入または記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、<b>国籍</b>、<b>在留資格</b>、<b>在留期間</b>に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる) <b>ならびに</b> お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)</p> <p>9. 規約等に不同意の場合 当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。</p> <p><b>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</b> 私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。))は、次の(1)に規定する暴力団員等もしくは(1)の各号のいずれかに該当する場合、(2)の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明し場合、当然に貴社に対する<b>一切</b>の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、<b>一切</b>私の責任といたします</p> <p>(1) 貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成</p>	<p>1. 個人情報の収集・保有・利用等 (略)</p> <p>① 申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入または記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債<b>および</b>収入、在留資格に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報<b>および</b>当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる) <b>及び</b> お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)</p> <p>9. 規約等に不同意の場合 当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本<b>会員</b>規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。</p> <p><b>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</b> 私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。))は、次の(1)に規定する暴力団員等もしくは(1)の各号のいずれかに該当する場合、(2)の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明し<b>会員資格が取り消された</b>場合、当然に貴社に対する<b>いっさい</b>の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、<b>いっさい</b>私の責任といたします</p> <p>(1) 貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成</p>

員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の① ②のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。	員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の① ②のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
---	---

iD会員特約(統合型:個人用)

改定後	現行
<p><b>第11条(会員保障制度)</b></p> <p>3. 次の場合は、当社ではてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示(略)</p> <p>(7) iD 会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害がiD 会員の過失に起因する場合</p> <p><b>第14条(再発行)</b></p> <p>当社は、本カードの紛失・盗難の場合には、iD 会員が当社所定の<b>方法で届け出を行い</b>、当社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、iD 会員は、当社所定の再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p><b>第11条(会員保障制度)</b></p> <p>3. 次の場合は、当社ではてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示(略)</p> <p>(新設) 以下項番繰下</p> <p><b>第14条(再発行)</b></p> <p>当社は、本カードの紛失・盗難の場合には、iD 会員が当社所定の<b>届けを提出し</b>当社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、iD 会員は、当社所定の再発行手数料を支払うものとします。</p>

ETCカード特約(個人用)

改定後	現行
<p><b>第8条(会員保障制度)</b></p> <p>3. 次の場合は、当社ではてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。(略)</p> <p>(6) 会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</p> <p><b>第12条(再発行)</b></p> <p>1. ETCカードの再発行は、当社所定の<b>方法で届け出を行い</b>、当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p><b>第8条(会員保障制度)</b></p> <p>3. 次の場合は、当社ではてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。(略)</p> <p>(新設) 以下項番繰下</p> <p><b>第12条(再発行)</b></p> <p>1. ETCカードの再発行は、当社所定の届け出を<b>提出していただき</b>当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>